

## ② 小学校教諭普通免許状

### I 大学における養成による免許状の取得(免許法別表第1関係)

#### 1 基礎資格等(免許法別表第1)

免許状の種類		基礎資格	最低修得単位数	
			教科及び教職に関する科目	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること ※1	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。 ※2	37	

※1 大学の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む(別表第1備考第2号、免許法施行規則第25条)

※2 大学又は指定教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上を修得した場合が含まれる。(施行規則第66条の5)

#### 2 最低修得単位数(施行規則第3条)

教科及び教職に関する科目(施行規則第3条第1項)

科目	左の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		
		専修	一 種	二 種
教科及び教科の指導法に関する科目【第2欄】	教科に関する専門的事項 ※1	30		16
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。) ※2			
教育の基礎的理解に関する科目【第3欄】	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10		6
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(※3)			
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) ※4				
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目【第4欄】	道徳の理論及び指導法 ※5	10		6
	総合的な学習の時間の指導法			
	特別活動の指導法			
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ※4			
	生徒指導の理論及び方法			
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
教育実践に関する科目【第5欄】	教育実習 ※6	5		5
	教職実践演習 ※7	2		2
大学が独自に設定する科目【第6欄】		26	2	2
施行規則第66条の6の定める科目		8	8	8
介護等体験(特別支援学校又は社会福祉施設等)		7日間		

### 3 修得単位について

#### (1) 修得単位全般

ア 修得単位は、課程認定を有する大学で修得したものであること。(別表第1備考第5号イ、第6号)

イ 施行規則第66条の6の定める科目(日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション及び情報機器の操作各2単位)は課程認定以外の大学等でも修得することができる。

ウ 二種免許状を有している者又はその所要資格を得ている者が、一種免許状を受けようとする場合、二種免許状に係る単位は既に修得したものと見なす。

この場合、「各教科の指導法」「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」については、一種免許状から二種免許状に係る各科目の単位数について修得すればよい。(施行規則第10条の2第1項、第2項)

エ 一種免許状を受けようとする場合、二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を最低修得単位に含めることができる。ただし、二種免許状に係る各科目の単位数を上限とする(施行規則第10条の2第3項)

オ 特別支援学校又は社会福祉施設等で7日間の介護等体験が必要であること。(特例法第2条)

平成10年3月31日までに大学又は文科省の指定する教員養成機関に在学した者でこれらを卒業するまでに免許法別表第1に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得た者は、介護等体験を要しない(特例法附則第2項)。

#### (2) 教科及び教職に関する科目

※1 国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他各外国語に分ける。)のうち1以上の科目について修得するものとする。(施行規則第3条の表備考第1号)

※2 専修免許状又は一種免許状の場合は、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上を、二種免許状の場合は6教科以上(音楽、図画工作、体育のうち2以上を含む)修得すること。(同表備考第3号)

各教科の指導法の単位のうち、生活の教科の指導法は2単位まで、特別活動の指導法は1単位までは、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法の単位を充てることができる。(同表備考第6号)

※3 1単位以上を修得するものとする(施行規則第2条の表備考第3号)【法改正により新たに追加】

※4 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)並びに教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)の単位のうち、2単位(二種免許状の場合は1単位)までは、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位を充てることができる。(同表備考第12号)

※5 専修免許状及び一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合は1単位以上修得すること。(施行規則第3条の表備考第4号)

#### ※6

ア 幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)、小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部を含む。)、幼保連携型認定子ども園及び中学校(義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学部を含む。)の教育を中心とする。(施行規則第2条の表備考第6号及び施行規則第3条の表備考第5号)

イ 教育実習に係る事前及び事後の指導1単位を含むこと。(施行規則第2条の表備考第7号)

ウ 教育実習の単位数には、2単位まで、学校体験活動(学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のものをいう。)の単位を含むことができる。ただし、この場合、他の校種の教育

実習の単位をあてることができない。(同表備考第8号)

エ 幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)、小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部を含む。)及び幼保連携型認定子ども園において、教員として1年以上良好な成績で勤務した者については、経験年数1年について1単位の割合で、第2欄(各教科の指導法に関する科目に限る。)又は第3欄、第4欄もしくは第5欄(教育実習を除く。)の科目等の単位をもつて、これに替えることができる。(同表備考第9号)幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目(教育実習を除く。)の単位をもつて、これに替えることができる。(同表備考第9号)

※7 平成22年3月31日までに課程認定大学等に入学した者については、平成25年3月31日までに、総合演習の単位を取得した場合、教職実践演習の単位を修得することを要しない。

(3) 大学が独自に設定する科目

ア 専修免許状から一種免許状の「教科又は教職に関する科目」を差し引いた24単位については、大学院又は大学の専攻科で修得すること(別表第1備考第7号)

単位については、第2欄～第5欄について修得すること。(施行規則第2条の表備考第14号)

イ 一種免許状又は二種免許状については、第2欄～第5欄又は大学が加えるこれらに準ずる科目について修得すること。(同表備考第14号)

ウ 大学が独自に設定する科目については、「教科に関する専門的事項に関する科目」と「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」で最低限修得する必要がある単位数を超えた部分の単位数を充てることができる。

(4) 単位の流用

幼稚園、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を受ける要件を満たしている場合、次のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。(施行規則第2条の表備考第11号)

ただし、必要な事項を含んで修得していない場合は、その事項について新たに修得すること。

(例:幼稚園免許から流用する場合は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」における「道徳の理論及び指導法」(一種、専修は2単位以上)、「総合的な学習の時間の指導法」、「特別活動の指導法」、「生徒指導の理論及び方法」及び「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を修得すること。)

	幼稚園、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を受ける場合の単位数
教育の基礎的理解に関する科目	8単位(2種免許状の授与を受ける場合にあつては6単位)
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	2単位
教育実習	3単位
教育実践演習	2単位

## II 教育職員検定による上位免許の取得(免許法別表第3関係)

免許状取得後、更に上位の免許状を取得するためには、現有免許状に相当する学校の教員として所定の期間良好な成績で勤務し、かつ、大学等において所定の単位を修得することが必要である。

### 1 小学校教諭二種免許状

(1) 在職年数による最低修得単位数(別表第3備考第7号、施行規則第11条、同第14条、山梨県教育職員免許に関する規則第13条第1項第2号)

小学校助教諭臨時免許状取得後、 小学校教員として良好な成績で勤務した在職年数	6	7	8	9	10	11	12	13			
小学校助教諭臨時免許状取得後、 大学等において修得することを要する最低単位数	45	40	35	30	25	20	15	10			
科目	左記の各科目に含めることが必要な事項			最低修得単位数							
教科に関する 専門的事項に 関する科目	教科に関する専門的事項			4	4	3	3	2	2	1	1
各教科の指導 法に関する科 目又は教諭の 教育の基礎的 理解に関する 科目等	Iの2 第2欄の「各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)」及び第3 欄、第4欄			29	26	23	20	18	14	11	8
大学が独自に設定する科目	2	2	2	2	1	1	1	1			

**※免許状申請時に小学校助教諭臨時免許状が有効期間内である必要がある。**

(2) 在職年数について

ア 在職年数には、小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部を含む)の教員としての期間のほか、施行規則第67条に記載されている教育施設に従事した期間も通算できる。

イ 次の挙げる職務に従事した期間は、一種免許状または二種免許状を受けようとする場合で、最低在職年数を超える在職年数に含めることができる。(施行規則第68条)

ア 校長、副校長、教頭、教育長、指導主事又は社会教育主事

ウ 育児休業、退職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

(3) 修得単位について

ア 大学において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)

イ 単位の取得時期は、臨時免許状を修得した後であること。

ウ 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の科目のうち1以上の科目について修得するものとする。

エ 総単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」の中から任意に修得すること。

## 2 小学校教諭一種免許状

### 1. 短期大学卒業者等が小学校教諭一種免許状を取得する場合

- (1) 勤務年数による最低修得単位数(別表第3備考第7号、施行規則第11条、同第14条、山梨県教育職員免許に関する規則第13条第1項第1号)

小学校教諭二種免許状取得後、 小学校教員として良好な成績で勤務した在職年数		5	6	7	8	9	10	11	12
小学校教諭二種免許状取得後、 大学等において修得することを要する最低単位数		45	40	35	30	25	20	15	10
科目	左記の各科目に含めることが必要な 事項	最低修得単位数							
教科に関する 専門的事項に 関する科目	教科に関する専門的事項	4	4	4	3	3	2	2	1
各教科の指導 法に関する科 目又は教諭の 教育の基礎的 理解に関する 科目等	Iの2 第2欄の「各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)」及び第3 欄、第4欄	21	19	17	15	13	10	8	7
大学が独自に設定する科目		5	5	4	4	3	3	2	2

### (2) 在職年数について

- ア 在職年数には、小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部を含む)の教員としての期間のほか、施行規則第67条に記載されている教育施設に従事した期間も通算できる。
- イ 次の挙げる職務に従事した期間は、一種免許状または二種免許状を受けようとする場合で、最低在職年数を超える在職年数に含めることができる。(施行規則第68条)
- ア 校長、副校長、教頭、教育長、指導主事又は社会教育主事
- ウ 育児休業、退職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

### (3) 修得単位について

- ア 大学において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)
- イ 単位の取得時期は、二種免許状を修得した後であること。
- ウ 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の科目のうち1以上の科目について修得するものとする。
- エ 総単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」の中から任意に修得すること。

2. 大学に3年以上在学した者等が小学校教諭一種免許状を取得する場合

大学に3年以上在学し、93単位以上修得した者又は大学に2年以上及び大学の専攻科(短期大学の専攻科を含む。)に1年以上在学し、93単位以上修得した者は、次の表により小学校教諭一種免許状を取得できる。

(1) 勤務年数による最低修得単位数(施行規則第11条備考第3号、施行規則第11条、同第14条、山梨県教育職員免許に関する規則第14条第1項第1号)

小学校教諭二種免許状取得後、 小学校教員として良好な成績で勤務した在職年数	3	4	5	6		
小学校教諭二種免許状取得後、 大学等において修得することを要する最低単位数	25	20	15	10		
科目	左記の各科目に含めることが必要な事項		最低修得単位数			
教科に関する 専門的事項に 関する科目	教科に関する専門的事項		2	2	1	1
各教科の指導 法に関する科 目又は教諭の 教育の基礎的 理解に関する 科目等	Iの2 第2欄の「各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)」及び第3 欄、第4欄		13	11	9	7
大学が独自に設定する科目	5	4	3	2		

(2) 在職年数について

ア 在職年数には、小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部を含む)の教員としての期間のほか、施行規則第67条に記載されている教育施設に従事した期間も通算できる。

イ 次の挙げる職務に従事した期間は、一種免許状または二種免許状を受けようとする場合で、最低在職年数を超える在職年数に含めることができる。(施行規則第68条)

ア 校長、副校長、教頭、教育長、指導主事又は社会教育主事

ウ 育児休業、退職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

(3) 修得単位について

ア 大学において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)

イ 単位の取得時期は、二種免許状を修得した後であること。

ウ 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の科目のうち1以上の科目について修得するものとする。

エ 総単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の

指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」の中から任意に修得すること。

### 3 小学校教諭専修免許状

#### (1) 勤務年数による最低修得単位数(免許法別表第3)

小学校教諭一種免許状取得後、 小学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数	3
小学校教諭一種免許状取得後、 大学等において修得することを要する最低単位数	15

#### (2) 在職年数について

- ア 在職年数には、小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部を含む)の教員としての期間のほか、施行規則第67条に記載されている教育施設に従事した期間も通算できる。
- イ 育児休業、退職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

#### (3) 修得単位について

- ア 大学院において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)
- イ 単位の取得時期は、一種免許状を修得した後であること。
- ウ 修得する単位については、大学院の課程又は大学(短期大学を除く)の専攻科の課程において、「大学が独自に設定する科目」から修得すること。(免許法別表第3備考第4号、施行規則第11条)  
専修免許状の授与を受ける場合は、第2欄～第5欄について修得すること。(施行規則第2条の表備考第14号)

### Ⅲ 教育職員検定による隣接校種の免許状の取得(免許法別表第8関係)

幼稚園教諭普通免許状又は中学校教諭普通免許状取得後、小学校教諭二種免許状を取得するためには、現有免許状に相当する学校の教員として3年間良好な成績で勤務し、かつ、大学等において所定の単位を修得することが必要である。

#### ① 別表第8

##### (1) 最低修得単位数配分表(免許法別表第8、施行規則第18条の2)

基礎免許状		幼稚園	中学校
基礎免許状取得後、幼稚園又は中学校の教諭又は講師として良好な成績で勤務した在職年数		3	3
基礎免許状取得後、大学等において修得することを要する最低単位数		13	12
科目	左記の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)	10	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	1	2
	生徒指導の理論及び方法	2	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		

##### (2) 在職年数について

- ア 在職年数には、幼稚園においては特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定子ども園の教諭又は講師としての期間を含み、中学校においては特別支援学校の中学部、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の教諭又は講師としての期間を含む。(助教諭を除く)
- イ 育児休業、退職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

##### (3) 修得単位について

- ア 大学において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)
- イ 単位の取得時期は、基礎免許状を修得した後であること。
- ウ 各教科の指導法の修得方法
  - ① 幼稚園教諭免許状を有する場合
 

国語(書写を含む)、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語(英語その他の外国語に分ける)(生活を除く)のうち5以上の教科の指導法について、それぞれ2単位以上を修得すること。(施行規則第18条の2の表備考第2号)
  - ② 中学校教諭免許状を有する場合
 

国語(書写を含む)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語(英語その他の外国語に分ける)のうち5以上の教科の指導法(有する免許教科に相当する教科を除く)について、それぞれ2単位以上を修得すること。(施行規則第18条の2の表備考第2号)
  - ③ 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目については、最低単位数が1単位の場合も含め、全ての事項を含み修得するものとする。2単位以上修得していても、内容が満たされていない場合は免許状の授与は不可。



② 平成29年度施行法による別表8

上記①の勤務年数に加え、平成28年4月1日以降の小学校(特別支援学校の小学部、義務教育学校の前期課程を含む)(助教諭を含む)の勤務経験がある場合には、3単位×在職年数分の単位数を取得したものとみなす。(上記①の単位数の半数までが限度)

最低修得単位数配分表(免許法別表第8、施行規則第18条の2備考第4号、山梨県教育職員免許に関する規則第18条第1項第1号、第2号)

基礎免許状		幼稚園		中学校	
小学校、小中一貫校、義務教育学校、特別支援学校の小学部の教員として良好な成績で勤務した在職年数		1	2	1	2
基礎免許状取得後、大学等において修得することを要する最低単位数		10	7	9	6
科目	左記の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数			
教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)	7	5	7	5
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	1	1	/	
	生徒指導の理論及び方法	2	1		
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				

②(施行規則第18条の2備考第4号)を適用する場合の各教科の指導法の単位修得例

(1)7単位の場合

	教科A	教科B	教科C	教科D	教科E
パターン①	2	2	1	1	1
パターン②	2	2	2	1	—

(2)5単位の場合

	教科A	教科B	教科C	教科D	教科E
パターン①	1	1	1	1	1
パターン②	2	1	1	1	—
パターン③	2	2	1	—	—

※1教科につき2単位を限度としている。